

日本地方財政学会佐藤賞内規の一部改正（案） 新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
<p>第一条 日本地方財政学会の事業として、地方財政、国と地方の財政関係、地域経済および地方自治などの研究を奨励し、主として若手研究者の育成に寄与するため、これらの分野に関する優秀な著書・論文若干を選考し、日本地方財政学会佐藤賞（以下佐藤賞と略す）を授与する。</p> <p>第二条 佐藤賞は、毎年刊行された<u>本学会会員の著書・論文からこれを選考し表彰する。</u></p> <p>第三条 佐藤賞授賞選考およびこの事業運営のため佐藤賞選考委員会（以下選考委員会と略す）を置き、これに一任する。</p> <p>第四条 佐藤賞選考委員（以下選考委員と略す）は、理事会の中から若干名を理事長が委嘱し、選考委員会を組織する。</p> <p>第五条 選考委員の任期は一年とし、重任を妨げない。</p> <p>第六条 選考委員は委員長を互選し、委員長は委員と合議の上、授賞著書・論文を定め、理事会に報告する。</p> <p>第七条 <u>佐藤賞授与事業に必要な費用は、学会会計で対応する。</u></p> <p>付 記 <u>佐藤賞は、故佐藤進氏のご遺族からの寄付金壱千万円により設けられた日本地方財政学会佐藤進基金によって12年にわたって運営され、副賞として賞金を贈呈してきた。基金の残額の減少とともない賞金の贈呈を取りやめ、日本地方財政学会佐藤賞として継続することとし、そのために必要な内規の改訂を行った。（2012年10月28日）</u></p>	<p>第一条 日本地方財政学会の事業として、地方財政、国と地方の財政関係、地域経済および地方自治などの研究を奨励し、主として若手研究者の育成に寄与するため、これらの分野に関する優秀な著書・論文若干を選考し、日本地方財政学会佐藤賞（以下佐藤賞と略す）を授与する。</p> <p>第二条 <u>佐藤賞は故佐藤進氏の遺族よりの寄付金壱千万円により設けられた日本地方財政学会佐藤進基金とその利息をもって運営する。その時期はおおむね十年間とする。</u></p> <p>第三条 <u>佐藤賞は、毎年刊行された著書・論文からこれを選考し表彰し、副賞として賞金を付与する。</u></p> <p>第四条 佐藤賞授賞選考およびこの事業運営のため佐藤賞選考委員会（以下選考委員会と略す）を置き、これに一任する。</p> <p>第五条 佐藤賞選考委員（以下選考委員と略す）は、理事会の中から若干名を理事長が委嘱し、選考委員会を組織する。</p> <p>第六条 選考委員の任期は一年とし、重任を妨げない。</p> <p>第七条 選考委員は委員長を互選し、委員長は委員と合議の上、授賞著書・論文および副賞を定め、理事会に報告する。</p> <p>第八条 <u>選考委員会の事務処理については、学会事務局に委託する。</u></p> <p>第九条 <u>選考委員の職務に関する費用および学会事務局委託事務の費用は、基金から弁償する。</u></p>